

環境問題における情報へのアクセス、市民参加及び司法へのアクセスに関する 国内立法の発展のためのバリガイドライン

この自主的なガイドラインの目的は、それが要請される場合に、国々、とくに途上国に対し、その国内立法及びプロセスの枠組みにおいて、1992年の環境と開発に関するリオ宣言第10原則へのコミットメントの実効的な履行の促進に係る一般的な指針を提供することにある。このことにより、本ガイドラインは、環境問題における幅広い情報へのアクセス、市民参加及び司法へのアクセスを促進するために重要かつ適切なそれぞれの法的規範及び規則に存在している可能性のあるギャップを埋めるに当たり、これらの国々を支援することを旨とするものである。

ガイドラインは、既存の立法や実務が、本ガイドラインよりも、環境問題におけるより幅広い情報へのアクセス、より強力な市民参加及びより広い司法へのアクセスを提供している場合に、その国内立法や実務を補完するための勧告とみなされるべきではない。

I 情報へのアクセス

1 自然人又は法人は誰でも、法的利益又はその他の利益を有することを示すことなく、(第3項に従い) 請求により、公的機関が保有する環境情報に、適切で、実効的かつ適時のアクセスを有するべきである。

2 公的に保有する環境情報には、とくに、環境の質、健康への環境影響及びこれらに影響を及ぼす要因に関する情報、立法・政策に関する情報に加え、情報の入手方法に関する助言が含まれるべきである。

3 国家は、環境情報の開示請求を拒否することのできる特定の理由を法律において明確に定義するべきである。拒否理由は、公開による公益を考慮し、狭義に解するべきである。

4 国家は、権限ある公的機関が、環境に潜在的に影響を与える活動の管理者による環境パフォーマンスと遵守に係る情報を含め、関連する環境情報を定期的に収集し、更新するよう確保すべきである。そのために、国家は、環境に重大な影響を与える可能性のある計画及び既存の活動に関する情報の適切な流れを確保するために関係システムを構築すべきである。

5 国家は、環境の質及び環境への圧力に関する情報を含め、環境の状態に関する最新情報を合理的な間隔で準備し、普及すべきである。

6 人間の健康又は環境への危害の差し迫った脅威が存在する場合には、国家は、市民^{*1}がそのような危害を防止するための措置を執ることができるように、あらゆる情報が即座に周知されるよう確保すべきである。

*1 ここでいう市民とは、一人又は複数の自然人又は法人並びにその団体、組織、グループとして定義することができる。

7 国家は、環境情報への実効的なアクセスを促進するために、公的機関と市民の双方に、実効的なキャパシティビルディングのための措置を提供し、かつ、これを奨励するべきである。

II 市民参加

8 国家は、環境に関する決定への早期かつ実効的な参加の機会を確保すべきである。そのために、関係する市民*2の構成員は、決定過程の早い段階で参加の機会について知らされるべきである。

*2 ここでいう「関係する市民」は、環境上の決定により、影響を受け、若しくは影響を受ける可能性があり、又は、当該決定に利害を有する市民として定義することができる。この定義のために、環境保護を促進し、国内法の要件を充たす非政府組織は、利害を有するとみなされるべきである。

9 国家は、可能な限り、関係する市民の構成員が自分の意見を表明する適切な機会が与えられるよう確保すべく努めることを含め、透明かつ協議的な方法で市民参加を率先して追求するように努めるべきである。

10 国家は、関係する市民の構成員が環境に係る決定に関するすべての情報を、中立的で、理解しやすく、適時かつ実効的な方法で、入手できるようにすべきである。

11 国家は、決定過程において市民の意見が適切に考慮され、決定が公表されるように確保すべきである。

12 国家は、状況が許す限り、従前考慮されてこなかった環境上重要な問題や状況が発生し、審査が実施される場合に、市民がその種の審査過程に参加できるように確保すべきである。

13 国家は、適切な段階で、環境に重要な影響を与える可能性がある法的拘束力のある規則の準備並びに環境関連の政策、計画及びプログラムの準備に市民を組み入れることを確保する適切な方法を考慮すべきである。

14 国家は、環境教育及び意識啓発を含め、環境に関する決定への参加を促進するために、キャパシティブUILDINGの手段を提供すべきである。

III 司法へのアクセス

15 国家は、自己の環境情報開示請求が、不当に拒否され、一部又は完全に不適切な回答を受け、無視され、又はその他の方法で準拠法に違反した取り扱いを受けたと考える自然人又は法人は誰でも、司法裁判所又は他の独立かつ公平な機関に対し、当該公的機関による当該決定、作為又は不作為を争うための審査手続へアクセスできるように確保すべきである。

16 国家は、関係する市民の構成員が、環境問題の決定への市民参加に関するいかなる決定、作為又は不作為の実体的及び手続的適法性を争うために、司法裁判所又は他の独立かつ公平な機関にアクセスできるように確保すべきである。

17 国家は、関係する市民の構成員が、環境に影響を与え、又は国家の実体的若しくは手続的な環境関連法規に違反すると考える、公的機関又は私人による決定、作為又は不作為を争うために、司法裁判所又は他の独立かつ公平な機関、又は行政手続にアクセスできるように確保すべきである。

18 国家は、実効的な司法アクセスを実現するという見地に立って、環境問題に関連し

た手続における原告適格を広く解釈すべきである。

19 国家は、環境関連の法律及び決定の履行・執行に係る事項について、司法裁判所又は他の独立かつ公平な機関、又は行政手続による適時の審査のための実効的な手続を提供すべきである。国家は、公正、公開、透明かつ衡平な手続を確保すべきである。

20 国家は、関係する市民の構成員が、環境関連の審査手続に不当に高額とならずにアクセスできるようにすべきであり、かつ、司法アクセスの財政的及びその他の障害を除去又は軽減するための適切な支援メカニズムを設けることを考慮すべきである。

21 国家は、仮の救済及び終局的な差止め等、環境事件における適時、適切かつ実効的な救済のための枠組みを提供すべきである。国家は、賠償、原状回復その他適切な手段の活用を考慮すべきである。

22 国家は、環境問題に係る司法裁判所、行政その他機関による環境問題の決定の適時かつ実効的な執行を確保すべきである。

23 国家は、環境問題に関する司法裁判所、行政その他機関により実施される手続に関し、市民に適切な情報を提供すべきである。

24 国家は、司法裁判所若しくは他の独立かつ公平な機関又は行政機関による環境関連の決定が、適切かつ国内法に従い、一般に入手可能となるように確保すべきである。

25 国家は、司法事務官その他法律の専門家及びその他関係するステークホルダーのために、環境法の適切なキャパシティビルディング・プログラムを定期的に促進するべきである。

26 国家は、適切な場合には、代替的紛争解決メカニズムの開発と活用を奨励すべきである。